

中性脂肪・コレステロールが気になる人へ あわら健康塾（3回シリーズ）

脂質異常症は、血液中の中性脂肪やコレステロールのバランスが崩れた状態をいいます。この状態が長く続くと、動脈硬化になり、脳卒中や心筋梗塞、狭心症などの深刻な病気を引き起こします。自覚症状が現れにくいいため、気が付いたときにはかなり病気が進行している場合も少なくありません。

次の人を対象にあわら健康塾（中性脂肪・コレステロール対策）を開催します。参加した人には、健康測定（歩行姿勢測定）も無料で行いますので、この機会にぜひお申し込みください。

3回全ての参加がお勧めですが、ご都合の良い日のみの参加も可能です。

対象 国民健康保険被保険者
もしくはその家族

定員 先着30人

申込み 〔期限〕平成30年1月15日（月）

市民課 保険年金G ☎73-8015

とき	ところ	内容
平成30年1月16日（火）	あわら市保健センター	・中性脂肪やコレステロールが気になる人の食事と生活習慣改善のヒント ※歩行姿勢測定（撮影）
2月9日（金）		・普段からの簡単運動と続けるコツ 持ち物：飲み物 ※歩行姿勢測定（結果お渡し）
3月1日（木）		・知って得する！生活習慣改善のコツ（簡単な試食をご用意しています！）

税務課からのお知らせ

軽自動車などの変更手続きは、 3月までに行いましょう！

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車などを所有している人に対して課税されます。既に廃車した・他の人に譲った・住所に変更があった場合には、手続きが必要です。手続きをしなければ、引き続き軽自動車税が課税されたり、納税通知書が変更後の住所に届かなかつたりする場合があります。

登録事項に変更がある場合は、3月末までに所定の窓口にて手続きをしてください。なお、軽自動車税は月割課税制度がありませんので、4月2日以降に届け出しても、その年度の税金は戻りません。

手続き窓口

手続きに必要な書類などについては、各窓口にお問い合わせください。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

▼原動機付自転車（125cc以下）・ミニカー・小型特殊自動車
税務課 市民税G ☎73-8011

▼軽三輪車・軽四輪車・被けん引車
軽自動車検査協会福井事務所
☎050-3816-1774

▼軽二輪車（125cc超250cc以下）・二輪の小型自動車（250cc超）
中部運輸局福井運輸支局 ☎050-5540-2057

法人・個人事業者の皆さんへ 償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく

事業用として所有している償却資産（構築物・機械・備品など）は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。会社や個人で事業をしている人は、毎年1月1日現在で、市内に所有している償却資産を忘れずに申告してください。申告書および申告の手引きは税務課に備え付けてあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

また、eLTAX（地方税ポータルシステム）では、インターネットを利用した電子申告が可能です。

なお、太陽光発電システム（住宅用で10kw未満は除く）も償却資産の対象となりますので、ご注意ください。

申告方法 昨年まで申告している人は、申告書に1年間の資産の増減を申告してください。新たに申告する人、電算申告を利用する人は、申告対象の償却資産全てを申告してください。

申告期限 1月31日（水）

【業種】 償却資産の例	
【共通】 パソコン、駐車場舗装、看板、フェンス、受変電設備など	【クリーニング業】 洗濯機、乾燥機、プレス機、脱水機など
【加工・修理業】 旋盤、プレス機、溶接機など	【農業】 ビニールハウス、選別機など
【小売・飲食業】 レジスター、陳列棚、家具、冷蔵庫など	【医療業】 医療機器、歯科ユニット、検査装置など
【建設業】 建設重機、大型特殊自動車など	【宿泊業】 客室備品、厨房機器、庭園など
【理容・美容業】 理容・美容椅子、パーマ機、鏡など	【不動産賃貸業】 外灯、カーポート、外構工事など

問合せ 税務課 資産税G ☎73-8012

第7期介護保険事業計画 パブリックコメントを募集します

坂井地区広域連合では、第7期介護保険事業計画の策定にあたり、市民の皆さんの意見を広く募集します。

案件名 第7期介護保険事業計画
内容 坂井地区（あわら市・坂井市）の平成30年度から32年度までの介護保険給付の対象サービスに係る提供体制の整備や介護保険料などの事項を定めるものです。

募集期間
12月20日（水）
～平成30年1月9日（火）
※土日祝日、12月29日～平成30年1月6日を除く

閲覧方法
募集期間内に次の場所で見ることが出来ます。
【坂井地区広域連合および連合のホームページ、あわら市健康長課】

提出方法
意見の提出方法などについて、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 坂井地区広域連合 介護保険課
☎91-3309
FAX 72-3306
✉kaigo@kouki.sakai.fukui.jp

坂井地区広域連合 検索

要介護認定者の 障害者控除について

介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者手帳の交付を受けていなくても、市が障害者控除対象者に認定すること、所得税法および地方税法上の障害者控除の対象となります。

対象となる人は「障害者控除対象者認定書」を交付しますので、認定書の交付を希望する場合は、確定申告前に、健康長寿課に申請してください。

控除される金額は、障害者と認定されれば27万円、特別障害者は40万円になります。

対象 その年の12月31日時点で、要介護認定（要介護1から要介護5）を受けている人で、障害者手帳を持っていない人

問合せ 健康長寿課 高齢福祉G ☎73-8022

窓口での本人確認にご協力ください

本人に成り済まして、虚偽の届け出や各種証明書の不正請求をする事件が社会問題となり、法律に基づき、窓口に来る人の「本人確認」を行っています。

住民票の請求など、各種手続きの際は、マイナンバーカードや運転免許証などの「本人確認のための書類」をご持参ください。

なお、通知カードは、マイナンバーカードと違い、本人確認書類としての利用はできませんので、ご注意ください（マイナンバーを証明する書類として利用できます）。

対象となる手続き
▼住民異動届け出
転入、転居、転出、世帯主変更など
▼戸籍届け出
婚姻、離婚、養子縁組、認知など
▼証明書の請求
住民票、戸籍謄抄本、証明書、所得・資産・納税に関する証明書など

本人確認のための書類
▼顔写真付きの証明書
マイナンバーカード、運転免許証、顔写真付きの住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、その他官公庁が発行した写真付きの証明書など

▼顔写真付きの証明書がない場合
【次の中から2点以上お持ちください】
健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、各種医療受給者証など官公庁が発行したものなど

マイナンバーカードの表面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、顔写真が表示されています。そのため、本人確認が必要な場面で、顔写真付きの証明書として利用できます。

裏面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することが出来ます。

マイナンバーカードの取得には、郵便やスマートフォンなどからの申請が必要です。

問合せ 市民課 窓口G ☎73-8014
市民課 芦原分室 ☎73-8016